兵庫県公報

令和5年1月11日 水曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

^° --'y'

○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定(生活衛生課)

1

告示

兵庫県告示第39号の2

物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和5年2月1日から施行する。

なお、令和元年兵庫県告示第342号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、令和5年1月31日限り、廃止する。

令和5年1月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 公衆浴場入浴料金の統制額
 - (1) 大人(12歳以上の者)

490円

② 中人(6歳以上12歳未満の者)

180円

③ 小人(6歳未満の者)

80円

- 2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。
 - (1) 公衆浴場法基準条例(昭和39年兵庫県条例第64号)第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
 - ② 神戸市公衆浴場法施行条例(平成24年神戸市条例第43号)第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
 - ③ 姫路市公衆浴場法基準条例(平成24年姫路市条例第70号)第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
 - (4) 尼崎市浴場業に関する条例(平成24年尼崎市条例第62号)第2条第2号に規定するその他の公衆浴場 (5) 明石市公衆浴場法施行条例(平成29年明石市条例第51号)第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
 - (6) 西宮市公衆浴場法施行条例(平成24年西宮市条例第42号)第2条第2号に規定するその他の公衆浴場